

平成27年第3回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年3月25日(水)
午前9時30分 から 午前10時 5分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(12名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番		4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(3名)

3番	錦戸幸春	7番	山本政人
8番	田中文彦		
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第82号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田尚之・局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午前 9時32分

事務局 それでは改めまして、おはようございます。定刻となりましたので、只今から平成27年第3回の農業委員会総会を開会致します。

岡村会長

まず、はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

皆さん、おはようございます。レタスの収穫もほぼ終わり、田植え準備等で毎日ご多忙のことと思います。只今ご紹介がありました役場の職員さんの移動内示がありまして農業委員会の坂本補佐が税務課へ田尻主幹が福祉保健課へそれぞれ出向することになりました。両名ともに大変お世話になりました。今後更に活躍を期待致します。また今度農業委員会には税務課長補佐の田中慎一氏と福祉保健課から瀬形茂氏がおいでになります。今後ともよろしく願いを申し上げます。今日はよろしく願い申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は3番錦戸幸春さん、7番山本政人委員さん、8番田中文彦委員さんが欠席でございます。

出席委員は15名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長をお願い致します。どうぞよろしく願い致します。

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

議 長

(はいの声あり)

それでは、11番の塚田修彦委員さんと12番の渡邊和人委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議 長

それでは、日程第 2 . 議案第 8 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第 2 . 議案第 8 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3 ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は 4 ページから 6 ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町志岐の田 1 筆 6 2 6 m² です。権利の種類は贈与による所有権移転で申請理由は経営を一部移譲するためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が 4 0 アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

4 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

4 番

申請人のこの物件はですね。申請人の住宅の裏の田んぼになっております。場所は金松組の登るところの左側ですね。城下区内の場所でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議 長

はい、これは親子関係にならずとですかね。

4 番

はい、親子関係になります。

議 長 只今担当委員さんから詳しいご説明をいただきましたが、他にこの件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。
ありませんか。

(はいの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第81号は原案どおり許可することに致します。次に日程第3、議案第82号農用地利用集積計画の認定について上程致します。転貸の案件に大仁田委員さんが借り手となる案件が含まれております。従いまして農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願い致します。

(大仁田委員退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、日程第3、議案第82号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。9ページをお開き下さい。

新規設定で3件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻、野菜、レタス作付です。期間は6年9ヶ月です。

10ページをお開き下さい。新規設定で3件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物作付、野菜作付です。期間は10年9ヶ月です。

11ページをお開き下さい。再設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻、野菜作付です。期間は6年9ヶ月です。

12ページをお開き下さい。転貸でございますが、新規設定及び再設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定、再設定と同じです。13ページをお開き下さい。転貸でございますが、新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第82号は原案どおり許可することに致します。

議事参与の案件が終了しました。大仁田委員さんの入室をお願い致します。

(大仁田委員入室)

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いを致します。

事務局 その他事項につきましてご説明致します。

(資料により説明する)

- 1 平成27年度農業労働賃金(基準額)(案)について
- 2 平成27年度農業委員会総会開催日について
- 3 事務局職員歓送迎会の実施について
- 4 その他

次回農業委員会総会予定

平成27年4月27日(月)午後3時00分

議 長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成27年第3回総会を閉会いたします。

閉会午前10時 5分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____